

宮崎県内事業者緊急支援金

受付期間：令和3年7月8日（木）～10月8日（金）

5月9日発令の県独自の緊急事態宣言による行動要請の影響を受け、5月の売上が前年または前々年同期比で50%以上減少した県内中小企業者に対し給付金を給付します。

1 支援金の額

1事業所あたり10万円で、支給回数は1回です。

1事業者が複数事業所を営む場合も事業者単位の支給となります。

2 給付対象（事業規模等要件）

次の全てに該当する方が支給対象となります。

- ①中小企業者であること（法人、個人は問いません）
- ②令和3年4月30日までに開業していること。
- ③宮崎県内に本店又は主たる事業所を有していること。
- ④法人の場合、本店であること。
- ⑤申請日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること。（県独自の緊急事態宣言の影響を受け、申請日時点でやむを得ず休業している事業者は対象とする）
- ⑥宮崎県独自の緊急事態宣言中（令和3年5月）における飲食店等への営業時間短縮の要請に関する協力金の支給を受けた者（申請中又は申請予定の者を含む）でないこと。
- ⑦国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと。
- ⑧政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ⑨申請を行う者（法人の場合は法人の役員を含む）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条6号に規定する暴力団員をいう。）などの反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと

3 給付対象（売上要件）

次の①又は②のいずれかを満たすこと

①令和2年5月1日以前に開業・設立された方

緊急事態宣言中（令和3年5月）の売上が令和2年5月または令和元年5月の売上と比べて50%以上減少していること。

②令和2年5月2日から令和3年4月30日の間に開業・設立された方

県独自の緊急事態宣言中（令和3年5月）の売上と、開業日から令和3年4月までの売上の合計を開業月数（開業した月は開業日によらず1カ月とする）で除した金額を比較して50%以上減少していること。

4 申請方法

確定申告書に記載された住所が存する地域を管轄する商工会議所又は商工会に郵送で提出してください。

5 申請書類

個人事業主

法人

令和2年5月2日以降に開業

個人事業主

法人

県内事業者緊急支援金申請書（様式第1号）

県内事業者緊急支援金請求書（様式第2号）

所得税または住民税の確定申告書の写し
※令和2年分

直近の法人税の確定申告書第一表の写し

新規開業特例計算書（様式第3号）

開業届出書の写し

法人設立届出書の写し

売上台帳の写し
令和3年5月分及び令和2年または令和元年5月分

売上台帳の写し
開業日以降の売上

本人確認書類
運転免許証、パスポート、健康保険証の写し等

通帳の写し：表紙と表紙裏側（金融機関店番号、口座番号、口座名フリガナ記載部分）

- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイトのホームページから、様式をダウンロードできます。（右のQRコードからでもアクセスできます）



宮崎県内事業者緊急支援金

検索

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shokoseisaku/covid-19/jigyosya/20210608110933.html>

申請受付期間

令和3年7月8日（木）から
令和3年10月8日（金）消印有効

問い合わせ先

県内事業者緊急支援金コールセンター：0570-666-356

〔期間〕令和3年7月1日（木）～10月8日（金）

〔時間〕午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、休日を除く）